

会社の倒産や解雇等による離職、または雇い止めなどによる離職をされた方で、国民健康保険に加入される方は保険税が軽減される場合があります。

軽減を受けるためには申請が必要ですので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

対象者

失業等給付を受けられる**65歳未満**の方で、「雇用保険受給資格者証」の【離職理由】の欄に、次のコードが記載されている方が対象となります。

	コード	離職理由の主な内容
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業継続不可能となったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定離職理由	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

軽減の算定方法

国民健康保険税は前年分の所得等により算定されますが、前年分の所得額（給与所得のみ）を30%まで軽減して算定します。（世帯内に複数の国保加入者がいる場合は、対象となる方のみが軽減されます）

軽減期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。（最長で2年間）

（例）

- ・令和5年3月30日離職 → 令和5年3月から令和6年3月まで
- ・令和5年8月31日離職 → 令和5年9月から令和7年3月まで

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※雇用保険受給期間の延長等により、軽減対象期間を経過後であっても、遡って軽減される場合があります。

※国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、他保険（社会保険等）に加入するなど国民健康保険を脱退すると、その時点で軽減は終了します。（ただし再度、離職等により国民健康保険に再加入した場合でも、軽減適用期間中であれば、その残りの期間において保険税が軽減されます）

軽減申請に必要なもの

- ・該当されている方の雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ・個人番号が確認できるもの（世帯主様と、離職された方の2名分）
（マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票）
- ・窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証等）